

令和6年6月27日

舞鶴市議会議長 上羽 和幸 様

提出者	舞鶴市議会議員	小西 洋一
賛成者	舞鶴市議会議員	伊田 悦子
	舞鶴市議会議員	小杉 悦子

国の指示権を拡大する「地方自治法の一部を改正する法律」（改定地方自治法）の
廃止を求める意見書案について

上記の議案を舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

意第3号

国の指示権を拡大する「地方自治法の一部を改正する法律」
(改定地方自治法)の廃止を求める意見書(案)

先日、6月19日、参議院において「地方自治法の一部を改正する法律案」(いわゆる改定地方自治法)が賛成多数で可決、成立しました。

日本国憲法は、「地方自治」を憲法上の制度として保障しています。戦前、地方自治が否定され「大政翼賛会」として戦争に突入していった痛苦の反省から、戦後の日本国憲法で制度化されたものです。

今回の改定の最大の問題は、国が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、自治体に指示ができる一自治体を国に従属する仕組みをつくることです。これは、憲法が保障する国と地方の「対等・協力」の関係を壊し、団体自治を侵害し、地方分権の流れに逆行するものです。

今国会で、兵器の共同開発を推進するために秘密保全体制を整備する「経済秘密保護法」や、陸海空自衛隊を一元的に指揮する「統合作戦司令部」の設置を盛り込んだ「改定防衛省設置法」が相次ぎ成立し、「戦争する国づくり」が進められています。今回成立した改定地方自治法もその一環であり、憲法の「平和主義」の観点からも重大な問題があると言わなければなりません。

今回の改定は、指示できる事態の項目として、「大規模災害」、「感染症の蔓延」、「その他これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」としています。「大規模災害」、「感染症の蔓延」については、現行法で十分対応可能です。問題なのは、「その他これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と国が”必要がある”と判断すれば、閣議決定で自治体に指示を出して義務を課せるようにできることです。国会の審議の中でも政府は「指示には従っていただく」と答弁し、自治体が拒否できないことを示しました。

以上のことから、今国会で成立した「改定地方自治法」については、直ちに「廃止」にすることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年7月2日

衆議院議長	額賀 福志郎	様
参議院議長	尾辻 秀久	様
内閣総理大臣	岸田 文雄	様
総務大臣	松本 剛明	様
内閣府特命担当 (地方創生担当)大臣	自見 はなこ	様
内閣官房長官	林 芳正	様

舞鶴市議会議長 上 羽 和 幸